

(児童生徒・保護者用)

幸手市 GIGA スクール構想 タブレットPC ご利用の手引き



令和 3 年 3 月
幸手市 ICT 検討委員会
幸手市教育委員会

要保管 卒業するまで大切に保管してください

目 次

- 1 幸手市 GIGA スクール構想の推進について
- 2 機種及び付属品について
- 3 タブレット PC の利用上の注意事項
- 4 ネットワーク及びタブレット PC について
- 5 禁止事項
- 6 制限事項
- 7 よくある質問
- 8 タブレット PC の破損・紛失等の対応について
 - (様式 1) タブレット PC 破損届
 - (様式 2) タブレット PC 紛失届

I 幸手市 GIGA スクール構想の推進について

Society5.0 時代を生きる子どもたちには、変化が激しく予測不可能な社会において、自ら未来をたくましく切り拓いていく主体性や豊かな創造性を身につけることが求められています。教育における ICT の効果的な活用は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現につながることが大いに期待されているところです。

幸手市教育委員会では、Society 5.0 時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校現場における ICT の積極的な活用が不可欠との観点から「GIGA スクール構想」を推進しているところであり、令和 3 年度から市内全ての学校で高速大容量の通信環境を整備・稼働し、併せて、児童生徒一人一人にタブレット PC を配付します。これにより、子どもたちの学ぶ意欲を向上させるとともに主体的・対話的で深い学びの実現を加速させ、新しい授業づくりを推進してまいります。

長倉小学校では、タブレット端末のよさを生かしながら、それぞれの児童に合った学習の方法を提供することを目指しています。

情報教育では、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力を育成する」ことを目標としています。

そのため、

- ・カメラアプリでの撮影
- ・ワープロアプリによる作品の制作
- ・インターネットブラウザを活用した調べ学習

など、これまでパソコンを用いて行ってきた学習に留まらず、

- ・一つのファイルを同時に編集しながら完成を目指す協働学習
- ・プレゼンテーションアプリを活用した自分の考えの発表

など、思考力・判断力・表現力を育むツールとしての活用を行っていきます。そして、平行して、現代では欠かすことのできないパソコンなどの情報機器への理解を深め、問題解決能力を伸ばしていくために、プログラミング教育にも活用ていきます。

また、ドリル教材を活用し、休校などで登校できない場合においても学習を進めることができるよう、家庭学習の充実を目指しています。

2 機種及び付属品について

- ・タブレット PC (Dynabook K50 GIGA パック基本パッケージ)
- ・充電ケーブル
- ・タブレットペン (ESP-101-56C-6)
- ・タブレット PC ケース (MS-DBNEV01BL)

3 タブレット PC の利用上の注意事項

タブレット PC は、幸手市内の小中学校の敷地内およびご自宅において、学習のために活用する情報機器です。タブレット PC を活用することで学習効果が高まり、これからの社会で必要な情報モラル等も身につきます。

児童生徒及び保護者の皆様には、以下の事項を遵守し、適切な活用をお願いします。

- ・タブレット PC は、原則学校で管理・保管します。
- ・タブレット PC は学習のツールとして利用を想定しており、授業・学習以外での利用は禁止です。
- ・タブレット PC で、SNS やオンラインゲーム・動画サイトを利用してはいけません。
- ・ID、パスワードは他人に教えないようにしてください。他人の〔ID、パスワード、パスコード〕でログインすると、証拠が残ります。
- ・利用時間及び利用内容については、学校で伝えられた約束を守ってください。
- ・カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。
- ・他人の所有物をカメラ等により無断で撮影しないでください。また、著作権にも十分ご注意ください。
- ・他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開してはいけません。
- ・他人のタブレット PC に、本人の許可なく触ることは禁止です。
- ・教室移動や休み時間など、タブレット PC を利用しないときは、電源キャビネット等へ入れるなどして、無くさないようにしましょう。
- ・もし、タブレット PC やタブレットペンが無くなった場合には、速やかに担任へ報告してください。

4 ネットワーク及びタブレット PC について

1 ネットワーク環境について

幸手市では、Windows のタブレット PC を活用しています。この機種は、インターネットが接続できる環境でダウンロード等を行い、一部機能はオフラインでも利用できるタブレット PC です。

学校では、校舎内・体育館で Wi-Fi 方式でインターネットに接続しています。ご家庭においては、ご自宅のネット環境に接続いただくことで、活用することができます。ただし、ネットワーク環境のない場合でも、学校で事前に教材やプリント等をダウンロードすることで、オフライン状態で作業ができるようになっています。

2 タブレット PC の特徴について

- ・理解しやすく、使いやすいインターフェースです。
- ・画面がシンプルで、動作が軽く、ネット接続もしやすいです。
- ・普及している WindowsOS なので、トラブルの際に検索・対応がしやすいです。
- ・品質が安定しています。
- ・数多くのアプリケーションソフトがあります。

3 タブレット端末の充電について

原則学校で充電することとなります。場合によっては、ご家庭で充電をお願いすることもあります。その際は、充電ケーブル等を持ち帰り、ご協力いただくことがあります。

なお、学校へのモバイルバッテリーの持ち込みは禁止です。

5 禁止事項

- 1 個人で新規に作成する Microsoft アカウントの利用はできません。
※学校で配られたものを、原則幸手市内の公立小・中学校在籍中に使用します。
- 2 アプリケーションの削除禁止
すでにインストールされているアプリケーションを削除してはいけません。
- 3 アプリケーションのインストール
アプリケーションのインストールは学校全体で統一して行います。個人でアプリケーションをインストールすることはできません。
- 4 学習以外のウェブサイトは、タブレット PC で閲覧してはいけません。
学習目的以外のサイト（暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNS 等）を利用してはいけません。タブレット PC の使用状況はサーバのログ情報に記録されます。
- 5 タブレット PC のセキュリティシステムについて
配布されるタブレット PC は、高度なネットワークセキュリティシステムにより、不正なユーザやウィルスから守られています。これらのシステムを故意に破壊するような行為を行ってはいけません。
- 6 他人の ID を不正利用する行為は禁止します。
勝手に他人の「ID・パスワード」を利用する行為は禁止します。
- 7 タブレット端末等に貼ってあるシールをはがさないでください
児童生徒全員が同一機種を使用しますので、テープに書いてある番号で誰のタブレット PC なのかを把握しています。

6 制限事項

1 配布されたパスワードの変更について

学校で配布された ID・パスワードを変更することはできません。ID・パスワードはいつでも利用できるよう記憶し、また配布された用紙は大切に保管してください。各児童生徒の ID・PW は、学校・本人・保護者で管理するものとします。

2 パスワード忘れた場合について

パスワードを忘れてしまった場合には、速やかに担任へお申し出ください。

3 タブレット PC の貸し借りについて

タブレット PC は、幸手市教育委員会から貸与されているものであり、他人との貸し借りは禁止します。

4 アップデートについて

『アップデートをしてください。』と画面に表示されても、アップデートをしないでください。アプリケーション等を使用できなくなってしまう可能性があります。アップデートをする場合は、学校からの指示の後にお願いします。

5 破損について

タブレット PC は精密機器です。大切に取り扱ってください。また、タブレット PC は防水ではありません。トイレやバスルームで使うと、誤作動の原因となるだけでなく、水没することもあります。

自宅等で使用中に、万一破損や紛失等した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに、巻末の「タブレット PC 破損届」(様式 1)「タブレット PC 紛失届」(様式 2)をコピーして必要事項を記入の上、提出してください。紛失や故障の状態によっては、ご家庭にご負担をいただく場合もありますので、大切にご使用ください。

6 電源について

タブレット PC 本体の主電源を切ることは、原則ありません。時間がたつとスリープ状態になります。

7 電子メールの使用

このタブレット PC では、電子(WEB)メールは使えません。

7 よくある質問

1 タブレットPCを既に持っているのですが、これを学校で使ってもいいですか？

幸手市教育委員会から、全ての児童生徒に1人1台のタブレットPCを貸与します。ネットワーク保護の観点から、貸与したタブレットPC以外で学校内のネットワークに接続することはできません。

2 卒業後はそのまま使ってよいのですか？

このタブレットPCは、幸手市教育委員会から貸与するものです。小学校卒業時および中学卒業時には速やかに返却をお願いします。また、返却されたタブレットPCは、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。返却は、『タブレットPCの本体・充電ケーブル・タブレットペン・タブレットPCケース』の一式をお願いします。また作成したデータの削除もお願いいたします。

3 辞書は必要ですか？

タブレットPCを使ってインターネットに接続すれば、言葉の意味を調べることができます。特に辞書が必要ないという児童生徒もいるでしょう。しかし、言葉を覚える等の観点から考えて辞書を引く習慣をつけておくことが望ましいと考えます。

4 家庭で使用しているネットワークに接続できますか？

タブレットPCは、校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続します。ご家庭での利用については、Wi-Fi環境の設定を行えば、ご家庭で契約されているインターネットに接続することができます。ただし、接続にかかる費用は、各家庭のご負担となりますことを御承知おきください。

5 タブレットPCを破損・紛失してしまったらどのようにすればよいですか？

万が一、紛失や破損した場合は、巻末の「タブレットPC破損届」（様式1）「タブレットPC紛失届」（様式2）をコピーして必要事項を記入の上、速やかに担任へ申し出てください。学校及び幸手市教育委員会で確認し、対応します。紛失・故障の原因によっては、保護者の方のご負担をいただく場合もありますので、大切にご使用ください。

8 タブレット PC の破損・紛失等の対応について

1：破損・紛失等が起きた場合

- ①速やかに担任へ報告してください。
- ②「タブレット PC 破損届」(様式1) または「タブレット PC 紛失届」(様式2) を保護者の方が記入し、学校へ提出してください。できるだけ、状況や理由を詳しく記入してください。
- ③学校、教育委員会の対応が終了し、PC が戻り次第、使用を再開してください。

様式 1

令和 年 月 日

幸手市立 学校長 様

タブレット PC 破損届

破損理由

①破損したものに○を付けてください。

→ タブレット PC 本体 ・ キーボード ・ 充電ケーブル ・ タブレット ペン
タブレット PC ケース

②破損した日時（故障に気が付いた日） 令和 年 月 日 時頃

③破損した物はどのような状態ですか。

④どのような状況で破損してしまいましたか。

上記の理由により、破損したことを報告します。

学校 年 組 番

児童生徒氏名

タブレットの番号

保護者氏名

印

様式2

令和 年 月 日

幸手市立

学校長 様

タブレット PC 紛失届

紛失理由

①紛失したものに○を付けてください。

→ タブレット PC本体 ・ キーボード ・ 充電ケーブル ・ タブレットペン
タブレット PCケース

②紛失した日時（紛失に気が付いた日） 令和 年 月 日 時頃

③どのような状況で紛失してしまいましたか。

上記の理由により、紛失したことを報告します。

学校 年 組 番

児童生徒氏名

タブレットの番号

保護者氏名

印